

学研ココファン新潟あぶみヘルパーセンター

訪問介護 別紙料金表(特定事業所加算Ⅱ算定事業所)

地域区分: 7級地

地域区分単価:

10.21

訪問介護費

月ごとのご請求金額は1カ月トータルの単位数を小数点以下切り捨てで料金に換算しますので、若干の差異が生じます。

2024/11/1

		(単位数)	利用料	自己負担額		
			(介護報酬総額)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
身体介護	20分未満	179	¥1,827	¥183	¥366	¥549
	20分以上30分未満	268	¥2,736	¥274	¥548	¥821
	30分以上1時間未満	426	¥4,349	¥435	¥870	¥1,305
	1時間以上1時間30分未満	624	¥6,371	¥638	¥1,275	¥1,912
	1時間30分を超えて30分を増すごとに	90	¥918	¥92	¥184	¥276
生活援助	20分以上45分未満	197	¥2,011	¥202	¥403	¥604
	45分以上	242	¥2,470	¥247	¥494	¥741
身体介護に引き続いての生活援助	20分以上45分未満	72	¥735	¥74	¥147	¥221
	45分以上70分未満	143	¥1,460	¥146	¥292	¥438
	70分以上	215	¥2,195	¥220	¥439	¥659
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%増 ※上記の単位数に含まれています					

注 利用料(10割)のうち、利用者負担額(1割または2割または3割)の計算方法については、【10割分の額-10割分の額×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】となる。

- * 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増し
- * 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増し
- * 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	自己負担額		
			(介護報酬総額)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、責任者がサービス実施・同行した場合(初回のみ)	200	¥2,042	¥205	¥409	¥613
緊急時訪問介護加算	※居宅サービス計画に位置づけられていない身体介護を利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合	100	¥1,021	¥103	¥205	¥307
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	責任者が、理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画書を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合(初回のみ)	100	¥1,021	¥103	¥205	¥307
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	責任者が、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合、初回のサービス提供日から3か月間算定。	200	¥2,042	¥205	¥409	¥613
口腔連携強化加算	従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り算定。	50	¥510	¥51	¥102	¥153

令和6年4月・5月の処遇改善加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月分の利用総単位数の1,000分の137を加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月分の利用総単位数の1,000分の63を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月分の利用総単位数の1,000分の24を加算

令和6年6月以降の処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月分の利用総単位数の1,000分の245を加算
同一建物減算3	事業所と同一建物等の利用者が1人以上50人未満の場合であって、同一建物等に居住する利用者の割合が全利用者数の90%以上である場合 同一敷地内建物等に居住する利用者は、1月分の所定単位数の12%減

- * 計算式：介護報酬単価 × 地域区分 = 利用料
上記の1割または2割または3割【利用料-利用料×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】が利用者負担となります。
- * 償還払いの場合は上記計算式から算出された料金10割を一旦お支払いいただきます(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)。

キャンセル料	利用者がサービス実施前日の17時までに通知することなくサービスの中止をした場合や、サービスの訪問時に利用者がご不在であった場合	787円	
実施地域外の交通費	通常の実施地域を越えてサービス提供する場合	※ 20円/1km	※ 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復分を算出
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用する場合	介護報酬告示上の額と同額(利用者負担10割)	

介護予防訪問型サービス費(国基準)

特定事業所加算II算定事業所

2024/11/1

月ごとのご請求金額は1か月トータルの単位数を小数点以下切り捨てて料金に換算しますので、若干の差異が生じます。

		(単位数)	(算定単位)	利用料	自己負担額		
				介護報酬総額	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
訪問型独自サービス11	週1回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	1,176	月	¥12,006	¥1,201	¥2,402	¥3,602
訪問型独自サービス12	週2回程度の利用が必要な場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,349	月	¥23,983	¥2,399	¥4,797	¥7,195
訪問型独自サービス13	(II)を超える利用が必要な場合 (事業対象者・要支援2)	3,727	月	¥38,052	¥3,806	¥7,611	¥11,416
訪問型独自サービス21	1月当たりの回数を定める場合 標準的な内容の訪問型サービスである場合	287	回	¥2,930	¥293	¥586	¥879
訪問型独自サービス22	1月当たりの回数を定める場合 生活援助が中心(所要時間20分以上45分未満)の場合	179	回	¥1,827	¥183	¥366	¥549
訪問型独自サービス23	1月当たりの回数を定める場合 生活援助が中心(所要時間45分以上)の場合	220	回	¥2,246	¥225	¥450	¥674
訪問型独自サービス23	1月当たりの回数を定める場合 短時間の身体介護が中心である場合	163	回	¥1,664	¥167	¥333	¥500

注 利用料(1割)のうち、利用者負担額(1割または2割または3割)の計算方法については、【10割分の額-10割分の額×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】となる。

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	自己負担額		
			介護報酬総額	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者がサービス実施・同行した場合(1月につき)	200	¥2,042	¥205	¥409	¥613
生活機能向上連携加算(I)	サービス提供責任者が、理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画書を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合(初回のみ)	100	¥1,021	¥103	¥205	¥307
生活機能向上連携加算(II)	サービス提供責任者が、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成し、その計画書に基づきサービス提供を行った場合、初回のサービス提供日から3か月間算定。	200	¥2,042	¥205	¥409	¥613
口腔連携強化加算	従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に1月に1回限り算定。	50	¥510	¥51	¥102	¥153
令和6年4月・5月の処遇改善加算						
介護職員処遇改善加算(I)	1月分の利用総単位数の1,000分の137を加算					
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月分の利用総単位数の1,000分の63を加算					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月分の利用総単位数の1,000分の24を加算					
令和6年6月以降の処遇改善加算						
介護職員等処遇改善加算(I)	1月分の利用総単位数の1,000分の245を加算					
同一建物減算3	事業所と同一建物等の利用者が1人以上50人未満の場合であって、同一建物等に居住する利用者の割合が全利用者数の90%以上である場合				同一敷地内建物等に居住する利用者は、1月分の所定単位数の12%減	

* 原則として月単位の場、日割り計算は行わない。ただし、①月途中からのサービス開始又は終了の場合、②要介護から要支援に変更となった場合、③要支援から要介護に変更となった場合、④同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。

* 月途中で要支援度に変更となった場合にも日割り計算を行う。

* 同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合にも日割り計算を行う。

* 計算式：介護報酬単価 × 地域区分 = 利用料
上記の1割または2割または3割【利用料-利用料×0.9または0.8または0.7(1円未満切捨て)】が利用者負担となります。

* 償還払いの場合は上記計算式から算出された料金10割を一旦お支払いいただきます(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)。

キャンセル料	利用者がサービス実施前日の17時までに通知することなくサービスの中止をした場合や、サービスの訪問時に利用者がご不在であった場合	787円
通常の事業の実施地域外の訪問費用	通常の実施地域を越えてサービス提供する場合	※ 20円/1km
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用する場合	介護報酬告示上の額と同額(利用者負担10割)

※ 通常の事業の実施地域を越えた地点から往復分を算出